

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月1日から48年1月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月1日から48年2月1日まで

有限会社Aで勤務していた昭和46年5月から47年12月までの厚生年金保険の標準報酬月額が本来の標準報酬月額よりも低額となっている。給料計算書を保管しているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、有限会社Aには昭和48年1月31日まで勤務しており、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年1月31日であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出のあった有限会社Aの申立期間に係る給料計算書によると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月から同年12月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準

報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、有限会社Aの給料計算書から、申立期間のうち、昭和47年5月から同年12月までの期間は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料計算書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、昭和47年5月から同年12月までの期間において一致していないことから、事業主は、給料計算書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年5月から同年11月までの期間、及び47年1月から同年4月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給料計算書により、当該期間において、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を下回る保険料を控除されていたことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象にならないため、記録訂正を行うことはできない。

また、昭和46年12月については、申立人は給料計算書を所持しておらず、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和46年12月についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、昭和48年1月31日から同年2月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人提出の給料計算書により、申立人は、有限会社Aに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、有限会社Aの給料計算書の厚生年金保険料の控除額から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和57年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は居所不明のため申立内容を裏付ける証言等を得ることはできないが、事業主が資格喪失日を昭和48年2月1日と届け出た

にもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成3年4月1日から同年10月1日までの期間及び5年9月1日から6年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額について、3年4月から同年9月までは9万8,000円、5年9月から同年12月までは11万8,000円、6年1月から同年9月までは11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月1日から52年6月16日まで
② 平成3年4月1日から6年10月1日まで

申立期間①について、A株式会社では毎年7月に昇給があり、同僚については標準報酬月額が上がっているのに、私だけが上がっていないことはあり得ないので、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②について、株式会社Bでは平成3年4月と5年9月に給与が上がっているのに、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録は低いままになっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社B提出の申立人に係る給与額及び保険料の控除額が抜粋された資料から、申立人は、申立期間②のうち、平成3年4月から同年9月までの期間及び5年9月から6年9月までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人

の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、株式会社Bから提出された資料から、平成3年4月から同年9月までは9万8,000円、5年9月から同年12月までは11万8,000円、6年1月から同年9月までは11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bから提出された資料において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、平成3年4月から同年9月までの期間及び5年9月から6年9月までの期間を含め、申立期間②のほぼ全ての期間において一致していないことから、事業主は、当該資料で確認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成3年10月から5年8月までの期間については、株式会社Bから提出された資料により確認できる事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法によるあっせんの対象にならないため、記録訂正を行うことはできない。

申立期間①について、申立人は、A株式会社では毎年7月に昇給があったにもかかわらず、当該期間に係る標準報酬月額は9万2,000円のままとなっており、給与が毎年昇給していた時期に標準報酬月額が上がっていないことは考えられないとしている。

しかしながら、申立人は申立期間①当時の給与額を確認できる資料等は保管しておらず、A株式会社は、「当時の書類等は保管期限切れであり、申立てどおりの届出を行い、保険料を納付したかは不明。」と回答していることから、申立人の申立期間①の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A株式会社の回答により毎年7月に昇給があったことは確認できるものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立人と同年に入社した同僚で申立期間当時に係る標準報酬月額が変更となっていない者が複数確認できることから、必ずしも標準報酬月額が変更となる昇給が行われていたとは考え難い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 31 日から 54 年 5 月 1 日まで
申立期間も継続して、A株式会社勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び会社の回答、並びに雇用保険の加入記録（昭和 48 年 6 月 1 日取得から 49 年 12 月 31 日離職まで、50 年 5 月 1 日取得から同年 11 月 30 日離職まで、51 年 5 月 1 日取得から同年 12 月 31 日離職まで、52 年 5 月 1 日取得から同年 12 月 31 日離職まで、53 年 5 月 1 日取得から同年 12 月 31 日離職まで）から、申立人が、当該雇用保険の加入期間において、A株式会社勤務していたことは認められる。

しかしながら、B厚生年金基金から回答のあった申立人に係る基金加入記録（昭和 46 年 6 月 1 日取得から 47 年 12 月 31 日喪失まで、54 年 5 月 1 日取得から 63 年 4 月 1 日喪失まで）は、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A株式会社は、「申立期間当時の資料等は無く分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録又は文書回答等の内容から、申立期間当時、申立人と同様に季節的に勤務していたことが確認できる同僚 4 人のうち 3 人は、申立人と同様に、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間以降から加入記録が確認できることから、A株式会社では申立期間当時、季節的に雇用していた社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人がA株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和47年12月31日に喪失し、54年5月1日に再取得する間に、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難いほか、申立期間において、仮に事業主が申立人の雇用保険の加入記録どおりに厚生年金保険の資格取得及び喪失届を提出した場合には、その機会は10回ある上、申立人が申立期間に継続して厚生年金保険に加入していたとすれば、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会が6回あることとなるが、その全てについて事業主及び社会保険事務所の双方が処理を漏らすとは考え難いことから、申立人を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったと考えられる。

加えて、申立人から提出のあった昭和48年度及び51年度町民税・県民税納税通知書の写しによると、所得控除額の「社保等控除」の欄に、48年度は「71,601円」、51年度は「32,305円」と記載されているものの、申立期間当時の給与から控除された健康保険料及び厚生年金保険料として算定又は推計される額とは一致しないことから、厚生年金保険料が控除されていたと推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 27 日から 40 年 7 月 20 日まで
昭和 33 年 3 月 27 日から父親の経営する A 株式会社に入社し、45 年 8 月 16 日まで現場責任者として勤務した。申立期間の一部には B 株式会社の厚生年金保険の加入記録があるが、ほかの会社に籍を置いたことは一度も無く、私とは関係の無い会社である。また、現在まで保管している A 株式会社の給料明細書があり、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A 株式会社に勤務していたと申し立てている。しかしながら、同僚 3 人の回答から、申立人が、申立期間において A 株式会社に勤務していたことは認められるが、勤務期間を特定する証言は得られなかった。

また、A 株式会社が作成した在籍証明書には、申立人の在籍期間は、昭和 33 年 3 月 27 日から 45 年 8 月 16 日までと記載されているところ、同社は「申立人の主張する期間を在籍証明書に記載したものであり、申立期間当時の書類等は保存されていないため、申立人が当社に勤務していた期間は不明である。」と回答していることから、申立人の勤務期間を特定することができない上、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 38 年 5 月 1 日であり、同日より前の期間において同社で勤務していたと回答した同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間において、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったとしている。

さらに、申立人は昭和 37 年から 45 年までの支給年を自分で手書きした給与明細書を提出しているところ、申立期間に係る給与明細書に記載されてい

る給与総額、厚生年金保険料及び健康保険料の控除額に見合う標準報酬月額及び保険料率から、この給与明細書は申立期間後である41年4月以降に作成されたものと推認される。

加えて、申立期間のうち、昭和37年5月29日から40年7月1日までの期間において、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、申立人は、「申立期間にほかの会社に籍を置いたことは一度も無く、B株式会社は自分とは関係の無い会社である。」と主張しているが、同社の商業登記簿謄本の役員欄には、同社の会社成立日である36年10月14日に申立人が取締役就任していることが確認できる上、申立人の父親と兄についても同社の役員に就任し、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

その上、申立人が保管している厚生年金保険被保険者証には、「初めて資格を取得した年月日 昭和37年5月29日」と記載されており、B株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している上、同被保険者証の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる記号番号とが一致していることから、当該記号番号は同社における厚生年金保険の被保険者資格取得時に払い出されたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案522

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月頃から37年10月頃まで
中学を卒業後、昭和33年9月頃から37年10月頃まで、A工場で工員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。
給与明細書は無いが、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において「A工場」に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録には同事業所が適用事業所となった記録は見当たらない上、申立期間当時の住宅地図及び電話帳に同事業所の記載は無く、商業登記簿謄本も見当たらない。

また、申立人は事業主の名字しか記憶しておらず、姓名ともに記憶していた同僚二人について、オンライン記録から氏名が一致した被保険者に照会したものの、回答のあった一人は、「A工場」で勤務していたことは無いとしており、このほかに申立人が名前を挙げた別の同僚二人については、名字しか記憶していないため特定することはできず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。